

第 8 回産業連関技術会議 議事概要

1 日 時 平成 24 年 7 月 31 日（火）16：00～18：10

2 場 所 総務省第二庁舎 6 階特別会議室

3 出席者

（座長）清水委員

（委員）朝日委員、菅委員、中野委員、中村委員、宮川委員、山田委員

（関係府省庁）内閣府（経済社会総合研究所）、総務省（統計局）、財務省、
文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

（オブザーバー）日本銀行、東京都

（事務局）総務省（政策統括官室）

4 議 題

（1）公的部門格付けの見直しについて

（2）飲食サービスの取扱いについて

（3）平成 23 年（2011 年）産業連関表作成基本要綱第 1 部について（中間報告）

5 概 要

（1）公的部門格付けの見直しについて

事務局から、資料 1 に基づき、公的部門の格付け基準の見直し及び平成 23 年表における公的部門の格付けの検討結果について説明が行われた。格付け基準については、我が国の国民経済計算（以下「JSNA」という。）における「政府諸機関の分類（格付け）」に準じることを原則とし、平成 17 年表からの主な変更点として、①生産活動主体分類である政府サービス生産者の内訳に「社会保障基金」を追加、②売上高が生産費用の 50%以上であれば「市場性あり」と判断するいわゆる「50%ルール」を原則として適用、③公的部門への該当性を「政府による所有又は支配」とし、公的部門の範囲を拡大（従来は「所有かつ支配」）の 3 点が説明された。また、格付け基準の適用に当たっては、一部の機関（法人）の格付けについて、基準の例外を適用することが説明された。

これに対する主な意見等は、次のとおり。

○ 格付けの時点はいつなのか。格付けを行う時点について、何か基準のようなものはあるのか。また、対象年の途中で、機関（法人）が改編され、その前後で格付け大きく変わるような場合、格付けはどのようになるのか。当該機関（法人）の改編前後の推計はどのように行うのか。

→ 当省が所管する独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構は、平成 23 年 10 月に旧雇用・能力開発機構の廃止に伴って組織の改編が行われたものである。このように、対象年における一番直近の情報で格付け作業は行っており、その意味では 23 年末時点と言えるのではないかと認識している。ただし、推計に当たっては、9 月までの旧法人の生産額を考慮する必要があると認識している。

→ 結論としては、できる範囲で対応するという事なのではないか。対象年の途中で様々な変更があり、格付けと推計のデータ系列が異なるということはやむを得ないことである。

→ 各府省に対しては、格付け作業を行うに当たり、できる限り最新の実態で検討するよう要請しており、この意味で、格付けの対象範囲となる機関

(法人)は、平成23年12月末に存在するものということになる。また、対象年の途中で新設された法人、廃止された法人、あるいは、業務内容が変更された法人の推計をどのように行うかは、基本的に推計担当省庁の判断で行うことになるが、平成23年中の機関(法人)の活動実態をより正確にとらえられるように行われるものと考えている。

- 格付表の中で「1 中央政府」、「2 地方政府」という区分に記載されている機関(法人)の中に、「産業」として格付けられるものがある。しかし、「政府」とは、そもそも政府サービス生産者であって、産業に格付けられる活動を、「1 中央政府」、「2 地方政府」の区分の中に記載するのは、不適切ではないか。仮に、今回の表を活かすとすれば、例えば、表題を「中央政府関連」、「地方政府関連」などに変更してはどうか。
 - 御意見の趣旨は理解したが、本表については、従前から、それぞれ「中央政府が行う活動」「地方政府が行う活動」という意味で「中央政府」「地方政府」という用語を用いているところであり、JSNAにおいても同様の取扱いを行っている。したがって、対応については、内閣府とも相談して検討させていただきたい。

- 格付け基準「(4) 政府による所有・支配の有無」のアにおいて、「政府が役員を選任権を保有している場合」とあるが、この部分は、資料にもあるとおり、「政府サービス生産者」の格付けについての基準であり、政府に民間部門の「役員」は存在しないのではないか。したがって、当該部分(「政府が役員を選任権を保有している場合」)は削除してはどうか。
 - これについても、JSNAの基準と合わせている部分なので、内閣府とも協議し、対応を検討したい。

- 空港整備勘定において、整備費用が拡充された場合に売上高比率が50%を下回るとの説明があったが、施設投資を費用に計上するのはおかしいのではないか。
 - 詳細について確認し、追って回答したい。

- 基本計画では産業関連表(以下、「I0」という。)とJSNAの整合性を高めることが求められており、そのために同じ格付け基準を適用したということだが、結果として違いが生じており、なぜ違いが生じるのかということが重要である。I0は機関(法人)単位ではなく、アクティビティベースであるなどI0特有の理由により格付け結果が異なるのであれば理解できるが、売上高比率が50%を上下しているということは、JSNAにおける格付けに当たっても同じことであり、I0とJSNAの格付けが違う理由にはならない。今後、両者の違いを一致させていくための何らかの計画はあるのか。
 - 例外の適用に当たっては二つのケースを想定した。一つは、委員御指摘のとおり、基準をそのまま適用すると産業関連表の作表上、当該機関(法人)に係る計数を適切に表章できない場合(資料中で例外②としたもの)である。ただし、当該機関(法人)を所管する省庁が、その活動の実態に即して再度検討した結果、基準を適用すると当該機関(法人)の活動内容を適切に表せない場合が生じた(資料中で例外①としたもの)。そこで、この2つに該当する場合のみを例外としたものである。
 - 例外に二つのケースがあることは理解したが、基本要綱には、JSNAと格付けが異なる場合の理由を機関(法人)ごとに明記すべきではないか。
 - この部分について、基本要綱に掲載すると、JSNAとの相違があたかも確

定的であるように受け取られる懸念があり、あくまでも作業上の備忘録であるため、非掲載とされていると理解している。ただ、基本計画の要請は、IOとJSNAの格付けが相互に整合的になることであり、最終的には、IO及びJSNA双方ですり合わせが行われるよう、今後も努力がなされるべきである。

→ 今回のIOにおける格付けは、機関（法人）の活動を所管する各府省庁が、その活動実態に沿って格付けを行ったものであり、その点で、93SNAの基準に沿って機械的に格付けを行ったJSNAの格付けとは異なっているものと考えている。IOでの議論を踏まえて、今後、内閣府においてもJSNAにおける格付けの再検討を行う余地もあるのではないかと考えている。

→ JSNAでは内閣府が全ての格付けを行っており、50%ルールを一律に適用して格付けしている。いずれにせよ、現時点においては、この方法を変える予定はないが、次回の基準改定時には、格付けについては改めて検討することになる。

→ 見解の相違による違いが生じるのは仕方ないが、その結果、推計値に著しい乖離が生じることは好ましくないので、両者において、できる限り歩み寄って欲しい。

→ 今回の格付けの説明については、時間の制約もあり、JSNAと異なる部分を中心に行った。そのため、あたかも、JSNAの格付けと産業関連表の格付けが著しく異なっているかのような受け止めがなれているきらいがあるので、再度補足する。IOにおける今般の格付け作業に当たっては、JSNAの格付けに合わせることを大原則として進めたことを、まず御理解いただきたい。したがって、各府省庁における検討も、当然、JSNAでの格付けを意識してなされたものであり、産業関連幹事会のメンバーである内閣府からは、各府省庁が行った格付け案に対して、JSNAの立場からの意見も当然ながら提示された。多くの格付けについて、JSNAの格付けと整合することができたのは、その結果であると考えている。

本日御説明したJSNAの格付けと整合しない事案は、そういった検討の結果として、やむを得ず生じたものと考えている。しかし、単に「やむを得ず生じた相違」だけでは、理由として抽象的である。そこで、例外として（注1）（注2）を明確化し、これに該当するものに限って、格付けの相違が生じていることを明らかにしたのである。

○ 4ページの「4 計数の取扱い等」の（2）で、「準公務」（政府研究機関及び地方政府研究機関）については、「産出先は、ほとんどが『中央政府集合的消費支出』又は『地方政府集合的消費支出』となる」とある。しかし、社会のサービス化、知識化に伴い、様々な産業が、政府が行った研究成果を購入しており、政府研究機関の生産額について、集合的消費支出への産出のみならず、企業、すなわち、内生の各部門への産出も増えてきていると考えられる。原案において（2）のような計数の取扱いが行われると、このような動きがIO上読み取れない。この計数の取扱いについて、今後、再検討をお願いしたい。

→ 政府の研究機関の成果がどこに産出されるかについては、大変難しい問題である。政府の研究は、民間が協力して行うものが多いが、その成果（知的財産権など）について、政府に帰属せず、研究に参画した民間産業が持ち帰るケースもあると聞いている。ただ、公費を投じて実施された研究成果の帰属を、そ

のまま一部の者への産出として数値化することは、十分な検討と配慮が必要ではないか。

→ 国立大学そのものは、現在、政府研究機関ではなく学校教育に格付けられている。その結果、現行の IO では、JAXA などの政府研究機関は集合的消費支出、国立大学は個別的消費支出として扱われる。08SNA では、R&D（研究開発）の資産化も提唱されており、今後どのように取り扱うのか検討が必要である。

○ 本日示された意見を踏まえて、事務局はさらに各府省庁、特に内閣府と協議していただき、さらに IO と JSNA の整合を図る余地がないかなどの点について検討していただきたい。

→ 本日御指摘をいただいた点については、中長期的な課題や既に基準改定された JSNA に関する事項も含まれており、どこまで期待に沿えるか分からないが、改めて検討し、次回の技術会議における基本要綱の最終案の説明の中で、その対応状況を報告させていただきたい。

→ IO と JSNA との整合性をどのレベルで保つべきなのかも、検討の視点になるだろう。例えば、中分類、大分類レベルで合算してしまえば、本日明らかとなった詳細な差異は消えてしまい、IO と JSNA は整合的と言えるかもしれないが、基本分類、小分類レベルで整合を保とうとすると、そう簡単な問題ではないと考える。

(2) 飲食サービスの取扱いについて

事務局から、資料 2 に基づき、平成 23 年表における飲食サービスの取扱いについて、調整結果の報告が行われた。部門設定については、ひとまず「飲食サービス」として単独の部門を設けることとし、基本要綱においても、それに沿って記載することとするが、最終的に、複数の部門を設けるか否かについては、センサスの結果を見て判断する旨を併せて記載することが説明された。

これに対する主な意見等は、次のとおり。

○ 基本要綱で「飲食サービス」として一つの部門を立てると記述しつつ、実際には、部門分割したという場合、行政文書の一つとして決定した基本要綱中の記載と異なる対応をすることになるが、問題ないか。

→ 資料にもあるとおり、ひとまずは「飲食サービス」という部門を立てるものの、センサス結果を見て最終判断する旨留保することも併せて記述することにしており、問題はないと考える。

→ つまり、基本要綱で記載した部門は、最低限設けなければならない部門であって、それ以上に分割することは許される一方、基本要綱で記述した部門を統合することは認められないということか。

→ あくまで原則は、基本要綱どおりの部門設定で行うものであり、今回の「飲食サービス」の扱いは、特例であると考えている。したがって、基本要綱で明らかにした部門分類を、その後の作成過程で変更することについて、一般的なルールはないが、必要に応じて、技術会議で御意見を伺うことになると考えている。

○ JSNA においては、産出構造の相違というのは、どのようなことをもって判断するのか。

→ 過去との整合などを踏まえ、個別に判断することになると考えている。

(3) 平成 23 年 (2011 年) 産業連関表作成基本要綱第 1 部について (中間報告)

事務局から、資料 3-1 及び 3-2 に基づき、平成 23 年 (2011 年) 産業連関表作成基本要綱の構成及び第 1 部の案について中間報告が行われた。その大要は、以下のとおり。

- ① 基本要綱の構成については、平成 17 年表の基本要綱の「第 2 部 産業連関表の概要と作成基礎理論」のうち、産業連関表の概要を緒論に、作成基礎理論を付録に移す一方、平成 23 年表の作成に関する内容を第 1 部から第 3 部に一体的に並べる。
- ② 平成 22 年 12 月に基本方針で定めた平成 23 年表の作成スケジュールについて、経済センサス-活動調査の調査票情報の利用可能時期及び従前の作成作業期間の実績を考慮し、確報及び接続表の公表予定時期をそれぞれ 1 四半期繰り下げる旨の変更を行う。
- ③ 第 1 部第 2 章に記載する部門分類の原則において、従来、行部門及び列部門ともにアクティビティベースの分類であるかのような記載になっていたことを改め、行部門は商品による分類、列部門はアクティビティベースによる分類と、実態を正確に表す記載に修正する。
- ④ 第 1 部第 2 章に記載する付帯表の構成について、商業マージン表、国内貨物運賃表及び輸入表の 3 表について、引き続き作成するものの、従前の付帯表という位置付けを改め、統合中分類表の一部として扱う。これは、3 表が、基本分類又は統合小分類で表章されている計数を統合中分類ベースで集約したものに過ぎず、他の付帯表のように、取引基本表から読み取れないデータについて作表したものや、特別な調整等を要するものではないためである。
これに対する主な意見等は、次のとおり。

- 行が商品分類で、列がアクティビティであることを正確に記載しようとするのは適切だと思う。また、商業マージン表等の 3 表を付帯表から統合中分類表の一つとして位置付けを変えることも、むしろ、今までの位置付けが適切ではなかったという意味で肯定できるものと考えている。
- 第 2 章の注 1-2-1 は、抽象的なので、「一つの商品が一つのアクティビティに対応する部門については、行列ともに商品分類となっている。」と具体的に書いてはどうか。
- 「商品」という用語が用いられているが、日本標準商品分類には、サービスが含まれていない。「生産物」の方が用語として適切ではないか。
→ 「商品」に「サービス」が含まれないという理解が一般的ともいえないと思う。
- 基本方針中に「A 表」という記載が残っているが、「A 表」とは、投入係数行列を意味するものであり、取引基本表を示すものではないと理解している。

(4) その他

事務局から、次回の産業連関技術会議の開催時期については、9 月 5 日 (水) 15 時から 17 時に開催予定である旨連絡があった。

また、本日の議題 (3) の基本要綱第 1 部案について、追加で意見等がある場合は、8 月 8 日 (水) までに事務局に連絡することとなった。

以上